

掛川市公告

東遠広域都市計画事業宮脇第一土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項で準用する同条第10項の規定により、関係図書を次のとおり縦覧に供する。

平成24年3月19日

掛川市長 松井三郎

1 縦覧に供する図書

東遠広域都市計画事業宮脇第一土地区画整理事業の事業計画書（第6回変更）

2 縦覧期間

平成24年3月19日から換地処分公告の日まで

3 縦覧場所

掛川市長谷一丁目1番地の1 掛川市役所

4 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで